

2014年5月

COP10 議長及びホスト国日本の活動に関する 報告



本報告書の概要

生物多様性条約第9回締約国会議（COP9）において、第10回締約国会議（COP10）は、2010年10月に日本で開催されることが決定された。慣例的に、COP議長にはホスト国が選出されてきており、COP10開会セッションにおいて、日本が議長に選出された。日本は、その後2012年10月に開催されたCOP11でインドが議長に選出されるまでの間、議長を務めた。

この報告書は、COP10議長の活動の概要について、多様な関係者との協力活動も含め記録したものである。

COP10議長の活動の特徴をまとめると、以下のとおりである。

- ・ COP開催前から、国際会議・国際シンポジウムにおいて生物多様性を積極的に取り上げたり、主要議題に対する積極的な提案や議論の場の提供を行うなど、COPに向けた国際的な気運の醸成、COPでの円滑な議論に向けたリーダーシップを発揮
- ・ 国内ステークホルダー（関係省庁・多様な主体）との緊密な情報共有・連携によるCOP10のホスト。ステークホルダーを巻き込む際、単にCOP10開催のためだけではなく、生物多様性に関する活動自体への巻き込みとセットになっていた点は特筆すべきである。これによって、COP開催のための一過性の協力ではなく、COP10で採択された愛知目標等の実施のための国内施策推進に関しても、継続的に効果的であった。（国家戦略策定、地方戦略、ビジネス手引き、国民行動リストなど）
- ・ COP終了後も、生物多様性日本基金の設立等を通じてCOP10議長国として決議実施のための国際的な能力構築に貢献
- ・ 国レベルでの条約の実施を進んで実践することにより、他の締約国に実施施策の具体例を提供する

こうした情報は、今後のCOPを運営していく上で、生物多様性事務局や今後のホスト国にとって参考となると考えられ、以下に詳説するものである。

目次

第1章 議長国としての国際的貢献

- 1.1 COP10 以前の国際的貢献・気運の醸成
 - 1.1.1 COP9 前
 - 1.1.2 COP9
 - 1.1.3 COP9 後
- 1.2 COP での議事運営
- 1.3 その他の日本のイニシアティブ
- 1.4 COP 終了後の議長としての活動
 - 1.4.1 作業部会議長
 - 1.4.2 ビューロー議長として
 - 1.4.3 COP10 成果の実施促進
 - 1.4.4 国際生物多様性年・国連生物多様性の10年
 - 1.4.5 リオ+20
 - 1.4.6 COP11
- 1.5 決議実施の資金的支援（生物多様性日本基金ほか）

第2章 COP10/MOP5 ホストの体制

- 2.1 国の体制
- 2.2 地元の体制
 - 2.2.1 生物多様性条約第10回締約国会議誘致委員会と誘致構想
 - 2.2.2 生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会
- 2.3 国際的な体制：生物多様性条約事務局・議長国との連携

第3章 国内の各種ステークホルダーの参画

- 3.1 国内での活動・気運の醸成
- 3.2 各種ステークホルダー内での協調と COP 開催にあたっての協力
 - 3.2.1 市民社会（生物多様性条約市民ネットワーク）
 - 3.2.2 ビジネス（生物多様性民間参画パートナーシップ等）
 - 3.2.3 自治体（生物多様性国際自治体会議）
 - 3.2.3 その他（国会議員、学術界）

3.4 各種ステークホルダー間の情報共有・連携促進（円卓会議）

第4章 その他

4.1 広報

4.1.1 ロゴマーク、スローガン

4.1.2 政府以外の広報の取組（COP10名誉大使、みどり賞、JALエコジェット）

まとめ

第1章 議長国としての国際的貢献

1.1 COP10 以前の国際的貢献・気運の醸成

日本国内では、2007年1月16日に、名古屋を会場としてCOP10開催国に立候補することが閣議了解された。国際的には、2008年5月に開催されたCOP9において日本開催が正式に決定した。

これと前後して、日本政府は、生物多様性について各種国際会議の議題としてとりあげたり、COP10での主要議題に関する国際的な会合・シンポジウムを開催することによって、COPでのスムーズで活発な議論に向けた国際社会の気運の醸成・議論の進展に貢献した。

1.1.1 COP9 前

2008年5月24日～26日に神戸で開催されたG8環境大臣会合では、日本のイニシアティブにより取り上げられた3つの主要議題のひとつとして生物多様性について議論され、すべての国に対してさらなる行動を呼びかける「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」(Kobe Call for Action for Biodiversity)にG8各国が合意し、同年7月7日～9日に北海道で開催されたG8洞爺湖サミットでは、この文書が首脳宣言に盛り込まれた。

また、この「呼びかけ」に基づき、日本政府は2009年に「神戸生物多様性国際対話」を開催し、民間セクター、NGO、研究者、政府機関や国際機関など多様な関係者間の意見交換と協働を促した。

<http://www.env.go.jp/earth/g8/meeting/biodiversity.html>

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/toyako08/doc/doc080714_ka.html

表 1.1 「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」概要

2010年目標の達成とフォローアップ行動

- ・ 「ポツダム・イニシアティブ」の10の活動の実施を奨励。
- ・ 生物多様性国家戦略・行動計画(NBSAP)の策定、実施に向けた国際的な協調の推進。
- ・ 地球規模生物多様性概況第3版(GB03)作成・発行のための国際的な協調の推進。
- ・ ポスト2010年目標のフォローアップのオプション検討のための対話プロセスの開始。

生物多様性の持続可能な利用

- ・ 持続可能な自然資源管理様態の検討による生物多様性の保全と持続可能な利用の促進。

(SATOYAMA イニシアティブ)

- ・ 違法伐採及び関連の貿易への対処による持続可能な森林経営の推進と途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出の軽減。

生物多様性と保護地域

- ・ 保護地域の指定、管理推進のための協調の強化。生物多様性の保全上、世界的に重要な生態系のネットワーク化。
- ・ 生物多様性条約における保護地域作業計画の実施の促進。
- ・ サンゴ礁生態系の重要性に関する人々の意識向上のための「国際サンゴ礁年：2008」を歓迎。

民間参画

- ・ ビジネスセクター、NGO、研究者を含む様々な利害関係者の間の対話の場の強化。
- ・ 民間セクターとのパートナーシップの成功事例に関する情報交換の拡大を通じた、社会における生物多様性の概念の主流化。
- ・ 企業の社会的責任（CSR）の奨励、生物多様性の持続可能な管理への民間投資の促進。

生物多様性のモニタリングのための科学の強化

- ・ 気候変動の影響も観測できるような生物多様性のモニタリング、評価、情報共有に関する世界的な協力の推進。

本文は下記の URL に掲載

[http://www.env.go.jp/earth/g8/meeting/img/G8EMM%202008%20BD%20Call%20for%20Action%20\(jpn\).pdf](http://www.env.go.jp/earth/g8/meeting/img/G8EMM%202008%20BD%20Call%20for%20Action%20(jpn).pdf)

1.1.2 COP9

COP9 では、一締約国としての立場に加え、次期 COP ホスト国・議長国として COP10 の成功を視野に入れて各議題に積極的に参加・貢献するとともに、ABS 作業部会開催など、COP10 につながる活動への財政支援を表明した。

また、日本は議長国としての積極的な貢献として、COP10 を契機に社会生態学的生産ランドスケープ・シースケープ（SEPLS）の重要性やその保全と持続可能な利用について国際社会に提案する SATOYAMA イニシアティブの発足を計画していた。このことも視野に入れ、COP9 では、国連大学高等研究所と環境省とが合同で、日本の里山・里海を対象としたミレニアム生態系評価サブグローバル評価の取組に関するサイドイベントを開催した。

環境省、COP10 誘致委員会、日本経団連自然保護協議会、IUCN 日本委員会で合同展示を行い、COP10 ホスト国として自国の取組を紹介するとともに、誘致のための広報を行った。

1.1.3 COP9 後

COP10 開催地が決定してからは、2010 年 9 月 22 日に開催された国際生物多様性年に貢献する国連総会ハイレベル会合において、外務大臣、環境大臣が COP10 議長国を代表して演説を行うとともに、条約事務局等と協力して記者ブリーフィング、COP10 の議論を視野にいたした ABS など主要議題をテーマとする閣僚級意見交換会などを開催した。国連総会ハイレベル会合とあわせて行われた各種会合の詳細は表 1.2 のとおり。

表 1.2 国連総会ハイレベル会合とあわせて行われた各種会合

日本政府・生物多様性条約事務局によるプレスブリーフィング	
【日時・会場】	2010 年 9 月 21 日（午前）、国連本部内
【主催者】	日本政府及び生物多様性条約事務局
【概要】	松本環境大臣が記者会見を行い、COP10 議長国としての成功に向けた決意を述べるとともに、COP10 名誉大使である MISIA の紹介や生物多様性みどり賞の発表を行った。
閣僚級ワーキング昼食会	
【日時・会場】	2010 年 9 月 21 日（昼）、国連本部内
【主催】	日本政府及び生物多様性条約事務局
【概要】	これまでの生物多様性条約締約国会議開催国等、生物多様性条約の主要国約 30 か国を招待し、COP10 の成功に向けた協力要請や意見交換を行った。
ABS 閣僚級ワーキング朝食会	
【日時・会場】	2010 年 9 月 23 日、国連本部内
【主催者】	日本政府、コロンビア政府、独政府及び生物多様性条約事務局
【概要】	遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）について、主催国からその合意に向けた考えを述べたうえ、ABS 作業部会共同議長により現状報告を受け、各国閣僚級との情報共有を図り、意見交換が行われた。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12973>

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/65_g_gai.html

<http://www.cbd.int/doc/press/2010/pr-2010-09-21-unga-en.pdf>

このほかにも、日本は、新戦略計画、神戸国際対話、SATOYAMA イニシアティブ、GB0、TEEB、ESABII、AP-BON、IDB、ユースなど生物多様性をテーマとする国際会議・シンポジウム等を多数開催し、COP10 へむけた国内外の議論の活性化を図った。主な国際会

合、シンポジウムの一覧表は表 1.3 のとおりである。同表にあるとおり、NGO、ビジネス、学術、条約事務局、その他国際機関を含むステークホルダーとの協力のもと開催された。また、主要議題に関する事前調整のため、ハイレベルを含めた政府職員が積極的に各国政府への訪問や国際会議への参加を行い、事前の意見交換等を行った。さらに、会議前には各国政府に対して大使館等を通じて意見交換を行った。主なハイレベル会談や会議参加に関する一覧表は表 1.4 のとおりである。

このうち COP10 での主要議題である戦略計画及びポスト 2010 年目標に関しては、関係省庁連絡会議が中心となり、「神戸生物多様性国際対話」、「2010 年以降に向けた生物多様性条約戦略計画改定に関する東・南・東南アジア地域ワークショップ（環境省・生物多様性条約事務局共催 開催地：東京）」などの国際会議での議論、学識経験者や NGO 等の幅広い主体からのヒアリング、関係する主体との意見交換会、パブリックコメント、関係省庁の政務レベルも含めた検討（COP10 に関する関係副大臣等会議）を踏まえ「生物多様性条約ポスト 2010 年目標日本提案」を作成し、2010 年 1 月に条約事務局に提出した。この日本提案は、COP10 で採択された生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標で示された長期目標「自然と共生する世界」や愛知目標の個別目標策定に活用された。

さらに、2010 年 3 月 21-22 日には、環境省、DIVERSITAS、名古屋大学、生物多様性条約事務局の共催で、「生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)プレ・コンファレンス新しい生物多様性目標を考える～生物多様性と生態系サービスの保全にむけて～」を開催し、内外の科学者や国際機関、NGO など約 300 名の参加のもと、ポスト 2010 年目標に関する議論が行われた。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11723>

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11902>

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11966>

また、日本は、第 4 回国別報告書、地球規模生物多様性概況第 3 版 (GB03)、国際生物多様性年など、COP10 に関連した活動に対する資金的な貢献も実施した。特に、第 4 回国別報告書については、GB03 や COP10 で議論される新たな戦略計画の基礎資料となることから、非常に重要であった。

2008 年に開催された南、東南、東アジア地域のための地域ワークショップ

(<http://www.cbd.int/doc/?meeting=4NRCBW-ASI-01>) を手始めに、日本は、COP10 開催前、途上国における第 4 回国別報告書の作成・提出を支援するための複数のワーク

ショップ（条約事務局主催）に資金を提供した。このプロジェクトは、このためのガイドランスの作成にも活用された。

このプロジェクトは、第4回国別報告書の作成・提出の促進に大きく貢献した。2010年1月の中旬には、93か国が第4回国別報告書を提出していた。これに加えて、条約事務局は15か国から報告書案を受領しており、これらの国々は近々に最終版を提出する意向を示していた。この時までには、89か国が未提出の状態であった。本プロジェクトの結果、COP10は、本条約史上最多の165の第4回国別報告書を受領した。2011年には、第4回国別報告書を提出した締約国数は締約国全体の90パーセントを超えた。このプロジェクトの技術的支援により、提出数だけでなく、報告書の内容についても向上した。

<http://www.cbd.int/doc/press/2011/pr-2011-08-08-nr4-en.pdf>

表 1.3 各種国際会議・イベント等

環境大臣と生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会役員などとの懇談	
【日時・場所】	2008年9月13日（愛知県名古屋市）
【主催】	環境省
【概要】	COP10に向けた地元関係者との円滑な連携を目的に、斉藤鉄夫環境大臣と、[生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会役員（岡田邦彦名古屋商工会議所会頭、川口文夫中部経済連合会会長、稲垣隆司愛知県副知事（知事代理）、松原武久名古屋市長）、アブメッド・ジョグラフ生物多様性条約事務局長との6者懇談を行った。 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10174
生物多様性に関する情報提供ホームページの開設	
【日時・場所】	2008年10月18日
【管理者】	環境省
【概要】	COP10開催の2年前に当たり、広く国民一般へ生物多様性について普及啓発と情報提供を進めるためのホームページを開設。本ホームページでは、生物多様性の意義に関するわかりやすい解説、生物多様性条約に関する資料等を掲載するとともに、トップページ上で、COP10開催までのカウントダウンを実施した。また、生物多様性基本法及び生物多様性国家戦略、多様な主体の参画連携、国民一般への普及広報施策、国内外での関連イベントなどの資料・情報を掲載した。 http://www.biodic.go.jp/biodiversity/

生物多様性条約第 10 回締約国会議に向けた意見交換会	
【日時・場所】	2008 年 10 月 23 日（東京）
【主催】	環境省
【概要】	行政機関、NGO、研究者、企業など様々な主体の参画連携を図るために開催。生物多様性に関心を持つ幅広い市民の参加を募り、各セクターにおける COP10 に向けた取組に関する情報交換、及び今後の参画・連携のためのしくみ作り等について、意見交換を行った。 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10293
東、南及び東南アジアにおける生物多様性条約国別報告書作成支援ワークショップ	
【日時・場所】	2008 年 12 月 2 日～4 日（茨城県つくば市）
【主催】	環境省、生物多様性事務局
【概要】	2010 年に提出が求められていた第 4 次国別報告書について、アジア地域における国別報告書の作成促進及び条約実施のモニタリング、評価、報告に関する能力強化を目的としたワークショップを開催。東、南及び東南アジア地域 16 ヶ国と国際機関や国際 NGO 等の専門家が参加し、国別報告書の準備過程等について議論を行った。 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10460
生物多様性評価・指標開発に関する専門家会合	
【日時・場所】	2008 年 12 月 5 日（東京）
【主催】	環境省
【概要】	生物多様性の指標開発の推進を目的として開催。各国、各地域で行われている生物多様性の評価及びそのための指標開発についての事例発表や、2010 年目標達成を測るためのよりよい指標の開発、評価の方法論についての意見交換を行うとともに、GB03 について生物多様性条約事務局より情報提供を行った。 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10293
Satoyama イニシアティブ構想に関する有識者会合－生物多様性と持続可能性－	
【日時・場所】	2009 年 7 月 25 日（東京、国連大学）
【主催】	国連大学高等研究所
【共催】	環境省、国連環境計画、生物多様性条約事務局、東京大学サステイナビリティ学連携研究機構
【協力】	宇都宮大学

<p>【概要】</p>	<p>環境省と国連大学高等研究所は、COP10の開催を機に、我が国の里地里山に見られるような景観や土地利用（里山的ランドスケープ）における持続可能な自然資源の利用と管理に関する情報の収集と共有が、国際的なパートナーシップを通じて世界的に推進されることを期待して、「Satoyama イニシアティブ」の国際的な枠組みの立ち上げを構想。</p> <p>本会合では、生物多様性を損なうことなく生態系から得られる恵みを持続的に享受するための里山的ランドスケープは、生態系サービスと農業生産性を高めるとともに、様々な社会文化的メリットを与えるものであることから、生物多様性の保全と人間の福利向上にも資するものであり、その管理の重要性が認識される一方で、世界各地において実践されてきたこうした管理手法が失われつつあるとの事実が共有された。また、上記の「Satoyama イニシアティブ」構想については、自然資源の持続的な管理だけではなく、発展途上国での食糧危機や燃料危機、貧困削減等を対象とし、人間の福利の向上を目的とするべき、との認識が共有された。</p> <p>http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11364 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11423</p> <p>なお、翌26日には、栃木県茂木町及び那須烏山市にて、会合に参加した有識者らによる日本の里山ランドスケープの現地視察も行われた。</p>
<p>生物多様性アジアユース会議 in 愛知 2009 (Conference of Asian Youth on Biodiversity in Aichi 2009)</p>	
<p>【日時・場所】</p>	<p>2009年8月3-5日（愛知県名古屋市、三重県菰野町）</p>
<p>【主催】</p>	<p>環境省</p>
<p>【共催】</p>	<p>愛知県</p>
<p>【後援】</p>	<p>名古屋市</p>
<p>【協力】</p>	<p>三重県菰野町、全国青年環境連盟（エコ・リーグ）</p>
<p>【協賛】</p>	<p>財団法人イオン環境財団</p>
<p>【概要】</p>	<p>COP10に向け、日本のほか、アジア12か国の青年（高校生から大学院生）80名が、プレゼンテーション、ディスカッション、ワークショップ、エクスカージョンなどを通じ、生物多様性についての知識を深めた。また、最終日には、COP10に向けたアジアユースからの提言等を行う「アジアユース生物多様性フォーラム」を開催。フォーラムは一般にも公開された。</p> <p>http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11388</p>
<p>神戸生物多様性国際対話 (Kobe Biodiversity Dialogue in 2009)</p>	
<p>【日時・場所】</p>	<p>2009年10月15-16日（兵庫県神戸市）</p>
<p>【主催】</p>	<p>環境省</p>
<p>【共催】</p>	<p>日本経済団体連合会自然保護協議会</p>
<p>【協力】</p>	<p>生物多様性条約事務局、国際自然保護連合（IUCN）、兵庫県、神戸市、生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会</p>
<p>【協賛】</p>	<p>日本航空</p>

【概要】	2008年5月に兵庫県神戸市で開催されたG8環境大臣会合において合意された「『神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ』の実施のための日本の取組」では、様々な利害関係者間の情報交換、対話、議論、協力を促進するための国際的フォーラムを開催することが明記されており、本会議はこれを踏まえて開催されたもの。民間企業やNGO、研究者、政府、国際機関を含む様々な関係者約300名が集まり、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る民間参画の推進やポスト2010年目標をテーマとして、活発な議論が行われた。本会議での成果については、戦略計画の改定（ポスト2010年目標の設定）に関する日本政府の提案や、COP10での議論に役立てられた。 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11690
2010年以降に向けた生物多様性条約戦略計画改定に関する東・南・東南アジア地域ワークショップ	
【日時・場所】	2009年12月15日-17日（東京）
【主催】	環境省、生物多様性条約事務局
【概要】	COP10の主要テーマであるポスト2010年目標を含む条約戦略計画の改定に関連して、生物多様性条約事務局では、来年2月までに新戦略計画の事務局案をとりまとめる予定としており、日本との共催により、東・南・東南アジア地域各国の意見交換を行うためのワークショップを開催したもの。アジア地域（東・南・東南アジア）16か国の実務担当者のほか、生物多様性条約事務局、国連環境計画（UNEP）、国連大学高等研究所（UNU/IAS）、ASEAN生物多様性センター、バードライフアジア、世界自然保護基金（WWF）、国際自然保護連合（IUCN）、国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）の専門家などが参加。 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11945
生物多様性と経済・ビジネスに関する国際シンポジウム	
【日時・場所】	2010年2月18日（東京）
【主催】	財団法人地球環境戦略研究機関、名古屋大学エコトピア科学研究所、日本経済団体連合会自然保護協議会、国際自然保護連合日本プロジェクトオフィス
【協力】	環境省、環境経済の政策研究（生物多様性分野）研究グループ
【概要】	COP10までに報告書がとりまとめられる予定となっていた、生態系と生物多様性の経済学（TEEB：The Economics of Ecosystems and Biodiversity）の進捗状況等について議論が行われた。 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12091
生物多様性国際ユース会議 in 愛知 2010 (Conference of International Youth on Biodiversity in Aichi 2010)	
【日時・場所】	2010年8月23-27日（愛知県）
【主催】	環境省
【共催】	外務省、愛知県

【協賛】	財団法人イオン環境財団、名古屋市、生物多様性条約事務局、国連環境計画
【協力】	名古屋市
【概要】	本会議は、2008年のCOP9開催前にドイツで行われた国際ユース会議及び2009年8月に行われた生物多様性アジアユース会議の流れを受けて開催。世界各地の青年（国内参加者30名程度、海外参加者70名程度）が、生物多様性に関して様々なプログラムを通じて議論を行い、議論の結果を宣言文等としてとりまとめ、発表会において発表。本成果については、参加者代表よりCOP10の場において発表された。 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12102
生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)プレ・コンファレンス新しい生物多様性目標を考える～生物多様性と生態系サービスの保全にむけて～	
【日時・場所】	2010年3月21-22日（愛知県名古屋市）
【主催】	環境省、DIVERSITAS、名古屋大学、生物多様性条約事務局
【概要】	内外の科学者や国際機関、NGOなど約300名が参加しCOP10において討議される「ポスト2010年目標」について議論が行われた。 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12312
日本における里山・里海の生態系サービス評価：生物多様性条約第10回締約国会議に向けた地域からの貢献	
【日時・場所】	2010年5月23日（東京、国連大学）
【主催】	国連大学高等研究所
【共催】	環境省
【協力】	地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）
【概要】	ミレニアム生態系評価の考え方を基礎として2007年から実施されている「日本における里山・里海のサブグローバル評価（里山里海SGA）」について、国内の地域毎の評価結果を発表するとともに、今後の評価結果の活用及び効果的な発信の方法を議論するために開催。この評価結果は地方および国レベルの計画や施策の立案、さらには国際的な議論にも活用されることが期待されている。なかでもこの評価は自然共生型社会の構築に向けた社会生態学的生産ランドスケープの概念を国際的に発信することを目的とするSATOYAMAイニシアティブへ貢献しており、COP10の場においてもその結果が発表された。 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12416

表1.4 COP10に向けた主なハイレベル会談や会議参加の実施結果

開催日	会議名・開催地	参加者
2010年1月11日	国際生物多様性年開幕式典（ベルリン）	田島一成環境副大臣
2010年1月11日	二国間会談（ベルリン）	田島一成環境副大臣 【ドイツ】ノルベルト・レットゲン 環境大臣 フラスバルト環境保護 庁長官
2010年1月11日	二国間会談等（ベルリン）	田島一成環境副大臣 【UNEP】アヒム・シュタイナー 事務局長
2010年5月23日	日中韓三カ国環境大臣会合（北海道）	小沢鋭仁環境大臣 【大韓民国】李 萬儀環境部長官 【中国】周 生賢環境保護部長
2010年7月20日	二国間会談（ブラジル）	小沢鋭仁環境大臣 【ブラジル】イザベラ・テイシェ イラ環境大臣
2010年7月22日	二国間会談（メキシコシティ）	小沢鋭仁環境大臣 【メキシコ】フアン・ラファエ ル・エルビラ環境大臣
2010年7月22日	二国間会談（ジャカルタ）	大谷信盛環境大臣政務官 【インドネシア】グスティ・ムハ ンマド・ハッタ環境大臣
2010年7月23日	二国間会談（ワシントンDC）	小沢鋭仁環境大臣 【米国】ダニエル・イノウエ上院 議員
2010年7月24日	国際NGO会談（ワシントンDC）	小沢鋭仁環境大臣 【コンサベーション・インターナ ショナル】ラッセル・ミッターマ イヤー会長、 【CEPF】パトリシア・ズリータ事 務局長
2010年8月2日	二国間会談等（東京）	田島一成環境副大臣 【アフリカ連合】ジャン・ピン委 員長
2010年8月27日	二国間会談（北京）	小沢鋭仁環境大臣 【中国】周生賢環境保護部長
2010年9月3日	生物多様性条約議長国閣僚級会 合（ジュネーブ）	田島一成環境副大臣
2010年9月3日	二国間会談（ジュネーブ）	田島一成環境副大臣 【ドイツ】ノルベルト・レットゲン 環境・自然保護・原子力安全大臣
2010年9月3日	二国間会談（ジュネーブ）	田島一成環境副大臣 【インド】ジャイラム・ラメシュ 環境大臣

2010年9月3日	二国間会談（ジュネーブ）	田島一成環境副大臣 【マレーシア】 ジョセフ・クルッ プ環境副大臣
2010年9月21日	日・生物多様性条約事務局による閣僚級ワーキング昼食会（ニューヨーク）	松本龍環境大臣
2010年9月21日	二国間会談等（ニューヨーク）	松本龍環境大臣 【生物多様性条約事務局】 アフメ ッド・ジョグラフ事務局長
2010年9月21日	二国間会談等（ニューヨーク）	松本龍環境大臣 【EU】 ヤネス・ポトチュニク 環境担当委員
2010年9月22日	国際生物多様性年に貢献する国連総会ハイレベル会合（ニューヨーク）	松本龍環境大臣
2010年9月22日	二国間会談等（ニューヨーク）	松本龍環境大臣 【デンマーク】 カレン・エレマン 環境大臣
2010年9月22日	二国間会談等（ニューヨーク）	松本龍環境大臣 【韓国】 イ・マニ環境部長官
2010年9月22日	二国間会談等（ニューヨーク）	松本龍環境大臣 【イエメン/G77代表】 アブドゥ ッラー・アルサイーディー国連代 表部大使
2010年9月23日	日・コロンビア・独・生物多様性条約事務局によるABS閣僚級ワーキング朝食会（ニューヨーク）	松本龍環境大臣
2010年9月23日	二国間会談等（ニューヨーク）	松本龍環境大臣 【コロンビア】 カルロス・カス ターニョ・ウリベ環境副大臣
2010年9月23日	二国間会談等（ニューヨーク）	松本龍環境大臣 【ベルギー（当時EU議長国）】 ヨーク・スコーフリー グベルギーフランドル 地方環境大臣
2010年9月23日	二国間会談等（ニューヨーク）	松本龍環境大臣 【インド】 ジャイラム・ラミッ シュ環境大臣
2010年9月23日	二国間会談等（ニューヨーク）	松本龍環境大臣 【スウェーデン】 アーサブリット・ カールソン環境副大臣
2010年9月23日	二国間会談等（ニューヨーク）	松本龍環境大臣

		【英国】 キャロライン・スペルマン 環境・食糧・農村地域大臣
--	--	-----------------------------------

1.2 COP10

1.2.1 会議概要

COP10 は、2010 年（平成 22 年）10 月 18 日から 29 日まで、愛知県名古屋市にある名古屋国際会議場において、「いのちの共生を、未来へ（Life in Harmony, into the Future）」をスローガンとして開催された。世界各地から 180 の締約国と関係国際機関、NGO 等のオブザーバー、報道関係者、スタッフも含め、計 13,000 人以上が参加した。またこれに先立ち、10 月 11 日から 15 日の間、「[生物の多様性に関する条約](#)のバイオセーフティに関する[カルタヘナ議定書](#)」第 5 回締約国会議（MOP5）が開催された。COP10 及び MOP5 期間中の公式サイドイベントは約 350 にのぼり、参加者数、イベント数ともに過去最大の COP となった。また、会場周辺では地元の愛知県、名古屋市、経済団体等からなる COP10 支援実行委員会が主催した生物多様性交流フェアが開催され、NGO、企業、自治体などによる 200 近いブースが設置され、期間中約 11 万 8 千人の方々が参加した。

1.2.2 議事運営

COP10 では戦略計画と愛知目標、名古屋議定書、COP-MOP5 では名古屋 KL 補足議定書など、大きな成果が得られたが、これに至る議論は様々な困難を伴った。議長は、非公式閣僚級会合（10 月 28 日）によるガイダンスの提示や、名古屋議定書に関する議長提案（最終日）など、議論の取りまとめに貢献した。

特に名古屋議定書に関しては多くの締約国のさまざまな意見が複雑に絡み合い、その解決は困難を極めた。各国閣僚等からは議定書の合意に向けた強い期待が示されていたが、連日未明まで及んだ事務レベルの交渉は進展せず、閉幕を 2 日後に控えた 10 月 27 日に COP10 議長である松本環境大臣の呼びかけにより閣僚級の非公式協議が開始され、事務レベルでの議論に政治的ガイダンスが与えられた。しかし、それでも事務レベルでは合意に至らなかったため、最終日 29 日の朝に、COP10 議長である松本環境大臣から議定書の議長案が各地域代表の閣僚等に対して提示され、この議長案を元に閣僚級の議論が重ねられ、最終的には各締約国が違いに譲歩する形で名古屋議定書が採択された。このように、議事運営に当たっては関係者間の対話を最大限重視し、柔軟にサブ・ロジの対応を行った。

1.3 その他の日本のイニシアティブ

さらに、日本の国際的イニシアティブとして、議長国主催のハイレベルセグメントにおいて、菅総理大臣より、途上国における住民の生活の保障と自然環境の保全の両立や保護区の適切な保護・管理の推進、自然資源の過剰な利用による生物多様性の損失の阻止、途上国における遺伝資源の価値の発見とその利用による利益配分の拡大などを重点分野として「いのちの共生イニシアティブ（20億ドル）」を表明した。また、松本環境大臣より同イニシアティブの下での生物多様性国家戦略の策定支援等に向けた「生物多様性日本基金」、ABSに関する途上国の能力構築等に向けた支援（NPIF、10億円）について、また、伴野外務副大臣より遺伝資源の利用、森林保全に関する具体的な支援策を表明するなど、COP成果の実施のための支援について表明された。COP議長として日本は各議題の議論に積極的に参加し、その円滑かつ公平な会議運営及び名古屋議定書に関する議長案の作成などについても多くの国から称賛を受けた。なお、生物多様性条約事務局に拠出され生物多様性日本基金については、平成23年度までに合計で50億円が拠出され、愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成に関するプロジェクトが実施されているところ。詳細は1.5でまとめている。

また、日本の提案による「国連生物多様性の10年」についてCOPで決議され、同年12月に国連総会で宣言された。この10年の提案は日本の市民社会からの提案に端を発するものである。

1.1.2でも述べたとおり、日本の環境省及び国連大学高等研究所（UNU-IAS）が協力して、生物多様性と人類の福祉のため、社会生態学的生産ランドスケープ・シースケープの保全と持続可能な利用を促進するためのSATOYAMAイニシアティブを開始した。

COP10とあわせて、このような取組を促進するための国際的なプラットフォームとして、政府、非政府、コミュニティ組織、学術組織、国際機関を含む51の多様な組織からなるSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）が立ち上げられた（2014年3月現在、158組織が参加）。COP決議X/32及びXI/25は、このイニシアティブについて言及しており、生物多様性日本基金も活用して、関係活動が実施されている。

おなじくCOP10とあわせて、COP10議長である日本のリーダーシップと、必要な専門性、技術的・資金的支援を提供する意図のある様々なパートナーの協力を通じて、サステイナブル・オーシャン・イニシアティブ（SOI）が立ち上げられた。これは、海洋・沿岸生物多様性に関する愛知目標の達成に向けたパートナーシップ構築と能力強化のための国際的なプラットフォームである。SOIは現在、生物多様性日本基金及

びフランスの海洋保護地域庁により資金が提供されており、生物多様性条約事務局が様々なパートナーと協力して活動をコーディネートしている。

1.4 COP 終了後の議長としての活動

1.4.1 作業部会議長

COP10議長代理として、星野一昭環境大臣補佐官が、第8条（j）及び関連する条項に関する第7回作業部会（2011年10月31日-11月4日）、条約実施に関する第4回作業部会（WGRI4、2012年5月7日-11日）の議長をつとめた。

1.4.2 ビューロー議長

COP10ビューロー会議では、COP9ビューローの時代からオブザーバー出席していた星野大臣補佐官が議長を務め、COP11に向けた各種議論の取りまとめのほか、ICNP共同議長の選任、条約事務局とUNEPの間のアドミニストラティブ・アレンジメントの改定、事務局長人事にかかるビューローの調整をなど、懸案事項の解決に貢献した。

1.4.3 COP10 成果の実施促進

COP10で採択された名古屋議定書の早期批准、発効を促進するため、条約事務局と協力して2011年2月2日¹、5月11日²、9月20日³にニューヨークの国連本部で開催された署名式典に出席したり、記者ブリーフィング、各国向けのブリーフィングを開催した。また、2011年5月25日付けで、COP10議長である日本の環境大臣、COP11ホスト国のインドの環境・森林大臣、生物多様性条約事務局長の連名で、各国に早期批准を促すレターを発出した。

COP10/MOP5の成果を各国の常駐代表などに知ってもらうため、条約事務局は、関係する会議開催の機会などとあわせて、各国の国連代表部・大使館や会議参加者を招いてのCOP10/MOP5成果のブリーフィングを実施した（表1.5 実施にあたっては生物多様性

¹ (2011年2月2日 署名式典)

<http://www.cbd.int/doc/press/2011/pr-2011-02-02-abs-en.pdf>

² (2011年5月11日 署名式典)

<http://www.cbd.int/doc/notifications/2011/ntf-2011-052-abs-en.pdf>

³ (2011年9月20日 署名式典)

<http://www.cbd.int/doc/notifications/2011/ntf-2011-151-abs-en.pdf>

日本基金を活用)。この際も、議長国を代表して日本の大使等が出席・冒頭挨拶を行い、実施への呼びかけを行った。

さらに、日本政府としても独自に、条約事務局とも協力しつつ、名古屋議定書、名古屋・クアラルンプール補足議定書の批准を促進するための、各国の情報交換を目的としたシンポジウム・非公式会合などを開催した(表1.6)。

表1.5 COP10/MOP5成果ブリーフィングの実施状況

開催日	開催地・対象者等	備考
2011年2月11日	国連代表部(ニューヨーク)	
2011年2月5日	国連代表部(ジュネーブ)	
2011年2月25日	UNEP代表部(ナイロビ)、UNEP管理理事会とあわせて開催	
2011年4月7日	UNESCO代表部(パリ)	リオ+20に関するブリーフィングとあわせて開催。
2011年5月27日	UNESCAP(バンコク)	
2011年6月14日	EU代表部(ブリュッセル)	
2011年6月24日	UNESCO世界遺産委員会	
2011年6月30日	FAO Conference 37th session(ローマ)のサイドイベント	ITPGRFAと名古屋議定書に関するブリーフィング。
2011年7月18日	FAO本部(ローマ)	
2011年7月22日	名古屋-KL議定書のWSとあわせて開催(UNECA、アジス・アババ)	
2011年8月18日	CITES第61回常設委員会のサイド・イベント(ジュネーブ)	CITES事務局が主導
2012年9月18日	COP11に向けたブリーフィング。ジュネーブ代表部	

表1.6 日本政府が主催した議定書実施促進のためのシンポジウム・非公式会合等

生物多様性条約COP10・カルタヘナ議定書COP-MOP5国際シンポジウム	
[日時・場所] [主催]	2011年3月15-16日、東京、 外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/3/0304_01.html
名古屋議定書の義務を履行するための国内制度に関する国際シンポジウム	
[日時・場所] [主催] [共催] [協力]	2012年3月8日、東京 外務省 国際連合大学サステナビリティと平和研究所(UNU-ISP) 生物多様性条約事務局

	http://isp.unu.edu/jp/events/2012/symposium-on-the-nagoya-protocol.html
政府及び国際機関関係者の参加による名古屋議定書の実施に関する非公式会合	
[日時・場所]	2012年3月9日、東京
[主催]	外務省
[共催]	国際連合大学サステナビリティと平和研究所 (UNU-ISP)
[協力]	生物多様性条約事務局
	http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/3/0301_01.html
名古屋・クアラルンプール補足議定書に関するワークショップ	
[日時・場所]	東京、つくば、2013年2月21-22日
[主催]	農林水産省
名古屋議定書の19・20条に関する非公式会合	
[日時・場所]	東京、2013年3月25-26日
[主催]	外務省
[共催]	国連大学高等研究所、
[協力]	生物多様性条約事務局
	http://jp.unu.edu/events/upcoming/informal-meeting-for-the-implementation-of-articles-19-and-20-of-nagoya-protocol.html#overview

1.4.4 国際生物多様性年・国連生物多様性の10年

2010年12月には、国際生物多様性年のクロージングイベントを、また、2011年12月には、国連生物多様性の10年のグローバル・ローンチを石川県・金沢市がホストした。2010年9月29日には、国際生物多様性年のクロージングイベントに先立ち、石川県谷本正憲知事が条約事務局を訪問するなど、石川県は、生物多様性条約の実施に熱心に取り組んでいる。

さらに、各種の会議・イベントとあわせて、生物多様性の10年の「地域ローンチ」等のイベントも開催され、COP議長代表として、日本の大使等が出席した。

表1.7 国際生物多様性及び国連生物多様性の10年に関するイベント

国際生物多様性年クロージング・イベント	
[日時・場所]	2010年12月18-19日、石川県金沢市

[主催]	国際生物多様性年クロージング・イベント開催実行委員会
[概要]	記念式典、シンポジウム、歓迎レセプション、エクスカージョン http://www.pref.ishikawa.jp/kikaku/closing2010/about.html
国連生物多様性の10年国際キックオフ・イベント (生物多様性の10年グローバル・ローンチ)	
	2011年12月17-19日、石川県金沢市
[主催]	生物多様性条約事務局、国連大学、環境省、石川県、金沢市
[概要]	記念式典、シンポジウム、記念フォーラム（以上一般公開行事）、 生物多様性国家戦略及び行動計画に関する国際ワークショップ、 歓迎レセプション、エクスカージョン（以上招待者のみ） http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14506 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kickoff/index.html http://isp.unu.edu/jp/events/2011/global-launching-of-the-united-nations-decade-on-biodiversity.html
地域ローンチ	
<ul style="list-style-type: none"> 国連生物多様性の10年における初のアジア地域ローンチの開催（2011年3月23日、インド） 国連砂漠化対処の10年（UNDDD）と共同のアフリカ地域ローンチの開催（2011年7月22日、エチオピア、アディスアベバ） 	

1.4.5 リオ+20（国連持続可能な開発会議）

生物多様性条約は、1992年に採択され、同年に開催された、国連環境開発会議（リオ地球サミット）で署名開放された。COP10議長在任中の2012年は、条約誕生から20周年の年であり、また、リオ地球サミットから20年後の国連持続可能な開発会議（リオ+20）が開催された。当該会合は、生物多様性の視点を開発問題に入れ込む重要な機会であることから、2011年11月には、COP10議長である日本の環境大臣から、Rio+20事務局に対し、愛知目標等のリオ+20成果への盛り込みについて提案する書簡を提出した。

2012年5月の条約実施に関する第4回作業部会（WGRI4）では、COP10の決議に基づき、リオ+20へのメッセージ（MESSAGE TO THE UNITED NATIONS CONFERENCE ON SUSTAINABLE DEVELOPMENT (RIO+20)）が採択された。これを受け、COP10議長はビューローとの協議のもと、条約事務局に対し、このメッセージをリオ+20の場で発表するための効果的な機会を設けることを依頼し、その結果、リオ+20でさまざまな機会が設けられた。

COP10議長は、リオ+20の会場において、締約国を代表して条約事務局とともに記者会見を行ったり、サイドイベントとして開催されたリオ3条約20周年記念レセプション、リオ条約朝食会などでもアピールを行った。また、事務局長は、準備会合の20周年イベントや、CSD本体のラウンドテーブルセッションで本メッセージについて紹介した。

表1.8 リオ+20における生物多様性条約関連イベント（主要なもの）

COP10 議長代表が出席したイベント	
記者会見：持続可能な開発のための生物多様性 生物多様性条約締約国会議からリオ+20へのメッセージ	
[日時・会場]	2012年6月21日、Press Conference Room - Pavilion 3, Rio Centro
[パネリスト]	<ul style="list-style-type: none"> ● 寺田達志 地球環境審議官 ● エドワード・ノートン 国連生物多様性親善大使 ● ブラウリオ・フェレイラ・デ・ソウザ・ジラス 生物多様性条約事務局長
[ビデオ]	http://webtv.un.org/search/secretariat-of-the-convention-on-biological-diversity-press-conference-rio20/1700707206001?term=biodiversity&sort=date
[iisd ページ]	http://www.iisd.ca/uncsd/rio20/enb/
リオ3条約朝食会	
[日時・会場]	2012年6月21日、Sítio Santo Agostinho
リオ3条約 20周年記念イベント	
[日時・会場]	2012年6月21日、リオ条約パビリオン、Athlete's Park
[iisd ページ]	http://www.iisd.ca/uncsd/rio20/pavilion/21jun.html
[ENB]	http://www.iisd.ca/download/pdf/sd/yimbvol200num9e.pdf
事務局長がメッセージについて紹介した会合	
CSD 準備会合 20周年特別セッション	
[ビデオ]	2012年6月15日、リオセントロ（リオ+20会場） 事務局長ステートメント：52:30-57:30 http://webtv.un.org/search/special-ceremony-to-commemorate-the-twentieth-anniversary-of-the-1992-rio-earth-summit-rio20/1691870443001?term=Preparatory committee
CSD ラウンドテーブル	

〔日時・会場〕	2012年6月21日、リオセントロ（リオ+20会場）
〔ビデオ〕	事務局長ステートメント：52:30-57:30 http://webtv.un.org/meetings-events/watch/institutional-framework-for-sustainable-development-high-level-round-table-rio20/1701120036001

1.4.6 COP11

開会式には、COP10の議長を務めた松本元環境大臣が出席し、インドに議長の引継ぎを行った。また、ハイレベル・セグメントの開会式には、長浜環境大臣（当時）が出席した。

日本はCOP10議長国として、条約事務局と協力し、生物多様性国家戦略及び行動計画の改定や、名古屋議定書実施のための国内措置に関する各国の情報交換など、COP10の成果の実施に資するサイドイベントを開催した。

さらに、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）は、第3回定例会合（IPSI-3）を開催するとともに、メンバー団体の活動を紹介する公開フォーラムを開催した。

1.5 決議実施の資金的支援（生物多様性日本基金ほか）

日本は、COP10成果の実施のための途上国の能力養成等を支援するため、「生物多様性日本基金」として50億円を条約事務局に拠出した。この基金は、2011年から2019年までに活用されることとなっており、条約事務局内に設置された生物多様性日本基金チームを中心として運用されている。活動のひとつの柱である「生物多様性国家戦略及び行動計画の策定・改定（戦略計画・目標を国レベルの計画に反映）を支援するワークショップ」については、2012年末時点で20のワークショップが開催され、160か国・700人以上が参加、参加国はGEFの条約対応能力構築プロジェクト（Enabling Activities）を企画・申請し、100件以上が承認されている。日本基金については、WGRI4、COP11でも多くの締約国等から感謝の意が述べられた。

名古屋議定書の実施に関しては、日本が10億円の拠出を行い、GEFのもとに名古屋議定書実施基金が設置され、他国も拠出を行った。当基金は、議定書を批准予定での発展途上国等に、特に民間セクターの参画を含めた利用者と提供者間のABS（遺伝資源のアクセスと利益配分）約束につながるような活動を支援している。

カルタヘナ議定書についても、議長期間中、農林水産省がMOP決議実施のための任意拠出金を拠出した。

第2章 COP10/MOP5 ホストの体制

2.1 国の体制

生物多様性条約には、政府内の複数の省庁が関係しており、COP10/MOP5 開催にあっても、関係省庁の協力が不可欠であった。このための仕組みとして、事務レベルで「生物多様性条約 COP10/MOP 5 関係省庁連絡会議」が設置されたのに加え、政務レベルによる「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）に関する関係副大臣等会議」も設置されたことが特徴的である。それぞれの詳細については、表 2.1 のとおり。

さらに、2009年10月には、実働組織として、各省の資金・人材の分担のもと「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)日本準備事務局」を外務省国際協力局内に設置し、関係業務を行った。2名の共同事務局長が置かれ、それぞれ外務省と環境省から任命された。外務省、環境省を中心とした各関係省庁から職員を派遣し、最終的には40名以上の外務省職員、20名以上の派遣職員を加え、100名を越える人員で名古屋国際会議場内の政府ロジ室を構成した。日本準備事務局では、会計、会場設営、総務、警備、宿舍、プレス、査証関係を含む空港、招聘、配車、行事、NGO、広報関係にチームを分けてCOP10開催に向けた準備を行った。

日本国内には、既に生物多様性条約の実施、生物多様性国家戦略の策定・レビューのための省庁間連絡会議が存在したが、政務レベルを含むCOP10/MOP 5 開催に特化した連絡会議を設置するとともに、各省の資金・人材負担の実施事務局を設置することにより、関係省庁のスムーズな協力関係の構築が促進された。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/1/0118_01.html

表2.1 関係省庁による会議

[事務レベル]生物多様性条約 COP10/MOP 5 関係省庁連絡会議

- 外務省、環境省、内閣官房、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の局長・審議官級がメンバーになっており、議長は外務省、副議長は環境省が務めた。
- また、開催地地元の支援組織である生物多様性条約第 10 回締約国会議支援実行委員会（2.2.2 で後述）の会長もオブザーバーとして参画し、国と地方のスムーズな連絡調整を図っている。
- 各省の課長級を幹事とし、より詳細で実務的な検討事項は幹事会で議論された。

- なお、COP10 終了後、この連絡会議は「COP10及びMOP5の決定事項の実施に関する関係省庁連絡会議」に改組され、名古屋議定書、名古屋－クアラルンプール補足議定書などの主要成果の実施にあたっての関係省庁間の緊密な連携を図るために機能している。

[政務レベル]生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）に関する関係副大臣等会議

- 田島環境副大臣（当時）の呼びかけにより、COP10の主要論点について関係副大臣（政務官）間の情報共有・連携強化を目的として、設置された。
- 構成員：外務省、財務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省の各副大臣（政務官）。
- 開催実績：第1回（2009年12月）以降、第9回（2010年12月）まで開催。
- 討議内容：COP10までは、ポスト2010年目標、ABS、カルタヘナ議定書の責任と救済等について、経過報告や関係団体・学識者からのヒアリング、意見交換等を実施。COP10後の第9回会議では、COP10/MOP5の総括を行い、「COP10/MOP5の決定事項の実施等に関する関係省庁連絡会議」の設置を決定。

2.2 地元の体制

2.2.1 生物多様性条約第10回締約国会議誘致委員会と誘致構想

2007年1月のCOP10日本招致の閣議了解後、2007年6月に愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所及び（社）中部経済連合会が中心となり、地元の誘致組織として「生物多様性条約第10回締約国会議誘致委員会」が設立された。誘致委員会の役割は、国と連携した誘致活動を実施すること、誘致構想を策定すること、国内及び愛知・名古屋での気運の盛り上げを図ることであった。誘致委員会の構成を表2.2に示す。

誘致委員会は、13名の学識経験者等からなる「誘致構想策定委員会」を設置し、2007年9月から4回の議論を重ね、2008年3月に誘致構想を策定した。策定にあたっては、委員会による議論とともに、NGO、愛知県内の大学、国の出先機関と近隣県、愛知県内市町村、経済団体・企業に対しヒアリングが行われた。

誘致構想の内容としては、安全で快適で環境負荷の少ない会議開催を支援するばかりでなく、様々な主体の参画・交流により、COP10/MOP5開催を人々が人の自然との関わりについて考え、地域の生物多様性に関する活動を促進するきっかけとしていくこと、

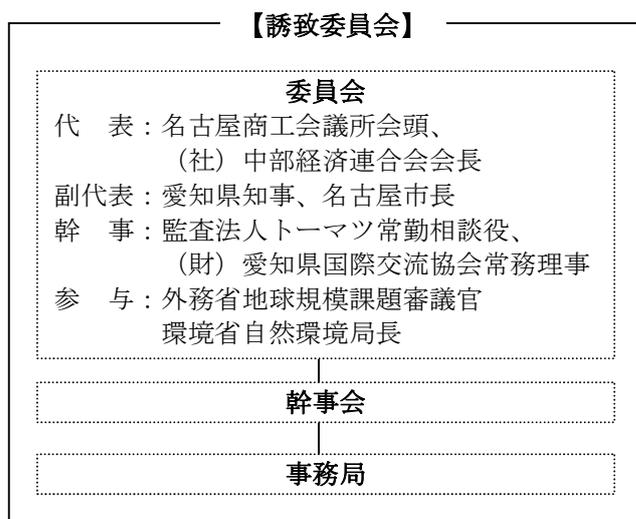
国際社会の一員として自然との共生に向けた地域モデルを発信したり、国際交流を促進することなどが盛り込まれた。

COP9では、誘致委員会代表、副代表が現地に赴き誘致活動を行うとともに、COP10/MOP5開催地が決定した全体会合では日本政府代表の環境大臣とともにホスト自治体として挨拶を行った。

誘致委員会の特徴として、自治体だけでなく、地元経済界も当初から参画している点が挙げられる。これは誘致・開催にあたっての経済界の協力とともに、会議開催にとどまらない、経済界における生物多様性の主流化にも寄与するものである。

また、誘致委員会は地元の組織であるが、外務省、環境省が参与として参画しており、国と自治体の協力関係のもと誘致活動が行われた。また、近隣県や愛知県内の市町村、県内の大学などとも協力した活動が行われた。

表2.2 誘致委員会の構成（支援実行委員会公式記録をもとに作成）



2.2.2 生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会

COP9において、COP10/MOP5の愛知県名古屋市での開催が決定したことを受け、2008年9月、誘致委員会をベースに「生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会」が設立された。委員会の構成は表2.3のとおりで地元自治体、経済界、国の行政機関などがメンバーとなっている。また、より実務レベルの「幹事会」、中部地方の国の出先機

関やエクスカージョン等を実施した近隣県との連絡調整のための「関係機関連絡会議」も設置された。

2009年3月の第2回委員会では、COP10/MOP5開催にあたって地元が果たすべき役割についてまとめた「COP10あいち・なごや開催計画」が策定され、その概要は表2.4のとおりである。会議開催支援だけでなく、COP開催前に各種のイベントを開催するなど、地元の生物多様性に関する認識向上、気運の醸成にも力が入っていた。

また、誘致委員会と同様、経済界との連携も特徴的で、COP10/MOP5開催及び事前の気運盛り立てのための事業に、多くの企業からの寄付や協力を得た。このほか、地元県議会・市議会議長は顧問、近隣県、大学、NGO、イクレイ日本事務所は参与として参画するなど、幅広い関係者が参画しており、普及啓発、教育、自治体会合など具体的な活動につながる構成となっている。

表2.3 支援事項委員会の構成（支援実行委員会公式記録をもとに作成）

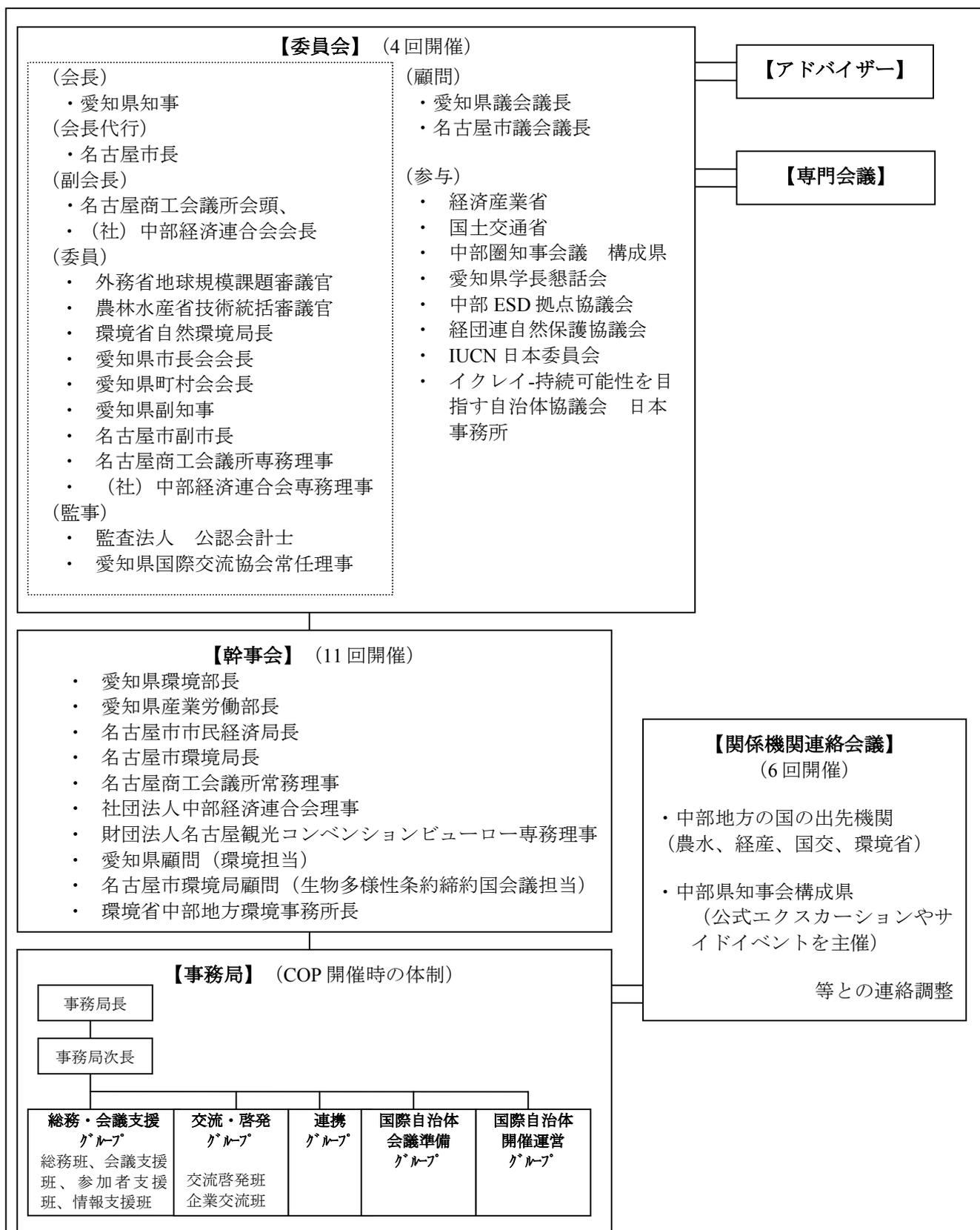


表2.4 COP10あいち・なごや開催計画の概要（支援実行委員会公式記録をもとに作成）

<p>1. 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ COP10開催に向け、支援実行委員会を中心とした地元の取組について、広く県民・市民の方々に周知するとともに、多様な主体の方々に参加、参画を呼びかける。 ・ COP10の成功に向け、条約事務局と国が行う会議運営に対して地元が行う「会議支援」と、自然と強制する地域づくりを促進するための「地域からの行動」などの具体的な内容を明らかにする。 <p>2. 内容</p> <p>わたしたちがCOP10ですべきこと</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>I COP10の成功に向け、万全の態勢で国際会議を支援する 条約事務局・国の会議運営を安心・安全、快適で円滑なものとするために、地域をあげて会議の運営を支援し、会議を成功へと導く。</p> <p>II 伝えたい愛知・名古屋の魅力を、国内外に広く発信する COP10を契機として、地域の多様な魅力を世界の人々に体感していただくとともに、国内外に向けて積極的に発信していく。</p> <p>III 自然と共生する地域づくりに向け、地域からの行動を展開する COP10を契機に、生物多様性に配慮し、自然と共生する地域づくりを促進するためのムーブメントを創出していく。</p> <p>IV さまざまな主体と連携し、交流を深め、広げる 県民・市民、NGO/NPO、大学、研究機関、企業、会議参加者など多様な主体が互いに連携し、交流する機会を創出し、情報発信と交流を支援する。</p> </div> <p>I 会議支援 安心・安全の確保 : 警備協力、衛生管理、災害対策、救急対応 快適なサービスの提供 : 輸送、交通案内、サービス機能、バリアフリー 円滑な運営 : 宿泊、報道対応、ボランティア 環境と食への配慮 : 調達、資源の有効活用、輸送、食への配慮</p> <p>II 愛知・名古屋の魅力発信 おもてなし : エクスカーション、公式歓迎行事、地元情報の提供、ボランティア 環境技術の情報発信 : メッセナゴヤ2010 国内外のメディアを通じた広報 : プレスツアー、メディアに向けた地元の情報提供</p> <p>III 地域からの行動 普及・啓発プロジェクトの推進 : 絵画・写真コンテスト、自然観察会、参加ふれあい～木づかいでCOP10～、講演会、「国際生物多様性の日」記念行事、開催1年前記念行事 国際会議の開催・支援 : 生物多様性国際自治体会議、子ども環境会議、世界ユース環境会議 多様な主体の取組への支援・協力 : 企業・学術、NGO/NPOへの支援・協力、成果発信への支援 パートナーシップ事業の展開 : パートナーシップ事業の実施</p> <p>IV 連携・交流 発表・交流の機会の創出 : 生物多様性のために“集う”場 ～白鳥地区～ 生物多様性を体感し“行動”する場 ～愛・地球博記念公園～ 生物多様性とCOP10を“発信”する場 ～栄地区～</p>

2.3 国際的な体制：生物多様性条約事務局・議長国との連携

日本政府は、条約事務局にリエゾン・オフィサーを派遣することにより、COP10/MOP5の準備及び議長期間にわたって、条約事務局と日本政府間の綿密な連絡調整を確保した。1.1に示したCOP10に向けた各種国際会議・イベントの日本での開催にあわせて条約事務局長も複数回来日し、この際にはCOP10に向けた事務局長と政府関係者、地元自治体、NGO、ビジネスなどとの意見交換も盛んに行われた。

また、COP10/MOP5前には、COP9/MOP4議長国であるドイツ環境省にも職員派遣を行い、COP10/MOP5準備期間中の議長国ドイツとの連携を図った。

国際自治体会議開催のため、名古屋市も条約事務局に職員を派遣した。

COP10に向けた様々な活動（SATOYAMAイニシアティブ、ABS、SOI、IDB等）を通じて、日本政府、生物多様性条約事務局、国連大学（本部は東京）の間の協力も促進された。

第3章 国内の各種ステークホルダーの参画

COP10 支援実行委員会に地元の経済団体をはじめとする各種ステークホルダーが参画していたことは既に述べたところであるが、全国的にも、様々なステークホルダーとの協力が行われた。COP10/MOP5 開催だけのための一過性の協力ということではなく、COP10/MOP5 開催を契機に、各種ステークホルダーの生物多様性に関する活動への参画を促す動きとセットになっていたことが特徴的である。

3.1 国内での活動・気運の醸成

2007 年 11 月には、第三次生物多様性国家戦略⁴が閣議決定された。この国家戦略案は、有識者による懇談会 7 回、一般向けの地方説明会、中央環境審議会での審議（各省、NGO、企業等からのヒアリングを含む）、パブリックコメントなどを経て作成され、COP10 に向けた国内ステークホルダーの巻き込みや市民の関心の向上にも寄与した。

さらに、2008 年 5 月には、議員立法による生物多様性基本法⁵が国会で可決・成立し、同年 6 月に施行された。同法は、生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としており、生物多様性国家戦略の策定が正式に国内法のもと位置づけられたほか、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、白書の作成、国が講ずべき 13 の基本的施策など、また、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定された。

上記基本法の施行を踏まえ、2010 年 3 月には、同法に基づく法定計画として、「生物多様性国家戦略 2010」が閣議決定された。同戦略は、2007 年に策定された「第三次生物多様性国家戦略」の構成や計画期間等を引き継ぎつつ、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）のホスト決定などを踏まえ、内容の充実を図ったものである。これまでの策定と同様、審議会での審議（ステークホルダーからのヒアリングを含む）、地方説明会、パブリックコメントなどを踏まえて策定された。

⁴ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9089>

⁵ <http://www.biodic.go.jp/biodiversity/wakaru/kihonhou/index.html>

この国家戦略には、「COP10の日本開催を踏まえた国際的なリーダーシップの発揮」や、「COP10を契機とした国内施策の充実・強化」が盛り込まれ、次々に実施に移されていった。国際的な活動に関しては、1.1に記載したとおりであるが、国内的にも、

- ・ 地方戦略の手引き、支援事業による自治体参画の促進、
- ・ 企業活動ガイドライン、民間参画パートナーシップ、生物多様性 EXPO によるビジネスの参画の促進、
- ・ 国民の行動リスト、地球いきもの応援団、参加型生物調査、生物多様性日本アワードや各種イベントの開催による一般市民の認識向上、参画促進

などが行われた。

日本が国内レベルでの条約の実施を率先して実行していることは、COP10議長としての条約へのもうひとつの貢献と捉えることもできる。このような進んだ取組みは、他の締約国に実施施策の具体例を示し、やる気を喚起することにつながる。

日本の生物多様性国家戦略及び行動計画に関する取組は様々な意味で特筆すべきである：改定の回数、内容の質（例：戦略的フォーカス、日本の特異性、目標の設定）、参加型の策定プロセス、定期的な実施状況の点検など。生物多様性基本法についても、国際的に認知されているところである：ワールド・フューチャー・カウンシルは、これを2010年のフューチャー・ポリシー・アワードの6つの最終候補のうちのひとつに選定した⁶。

生物多様性国家戦略及び行動計画に基づく個別の活動や政策もまた、他の締約国の参考となるものである。具体的には、生物多様性総合評価⁷、地方自治体の生物多様性地方戦略策定の支援、及び策定された地方戦略、ビジネスを含む多様な主体の参画促進などが挙げられる。

3.2 各種ステークホルダー内での協調と COP 開催にあたっての協力

上記のような施策とあいまって、各セクター内でも自主的な連携の動きが生まれた。

3.2.1 市民社会（生物多様性条約市民ネットワーク）

⁶ <http://www.worldfuturecouncil.org/3454.html>

⁷ <http://satoyama-initiative.org/en/events-2/global-biodiversity-outlook-3-japan-biodiversity-outlook/>

COP10/MOP5 のための日本国内の NGO・市民社会のネットワークとして、生物多様性条約の目的の達成にむけて、市民社会がこれまでに蓄積した知見と経験を共有し、締約国をはじめ多様な主体に対して、地球規模課題の解決に向けた合理的な提言及び情報発信を行うため、「生物多様性条約市民ネットワーク」（CBD 市民ネット）が設立された（設立総会：2009 年 1 月 25 日、愛知県名古屋市）。COP10 終了後の 2011 年 1 月 1 日時点で、団体正会員：88、団体サポーター：25、個人会員：93。

設立趣意書における活動内容は、下記のとおりである。

1 基盤づくり

- ・市民社会の多様な主体間の情報共有の場をつくる。
- ・生物多様性条約に関係する広報・教育・普及啓発・研究をおこなう。
- ・関係組織に対し、関連会議における市民参加の場を確保するよう働きかける。

…（具体的活動例）：イシューごとの作業部会（インターネットも活用）を設置して日本の NGO としての立場について議論を行い、日本政府関係者との意見交換会や、ポジションペーパーの発表などを通じて COP10/MOP5 に関する政策決定に関して市民からの提言を実施。

…（具体的活動例）：COP10/MOP5 に向けた気運醸成のためのイベント主催・共催など。

2. 条約交渉への関わり

- ・海外の市民社会との連絡調整役として機能する。
- ・国内外の生物多様性保全の推進にかかる提言及び働きかけをおこなう。

…（具体的活動例）：CBD Alliance との連携や、生物多様性条約事務局長来日の際の意見交換など。

3. 主体の拡大と交流

- ・上記目標達成のために生物多様性条約の幅広いテーマに関わる国内外の団体との連携の拡大に努める。
- ・このテーマを地域・流域に根ざす課題として受け止め、地域レベルの生物多様性保全政策の水準を引き上げる働きかけを行う。
- ・CBD-COP10/MOP5 の会期中に国内外から参加する多様な主体との交流を図り、相互理解を深める。

…（具体的活動例）：国際的には、NGOのネットワークであるCBDアライアンスとの連携や、生物多様性条約関係会合開催時、条約事務局長の来日時などには、市民ネットとの意見交換会も盛んに行われた。COPでは、CBDアライアンスとの共催イベントCBD-CBDの開催や、生物多様性交流フェア（COP10支援実行委員会主催）のNGOフォーラムの運営、展示ブースの設置、各種シンポジウムやサイドイベントを開催⁸。

なお、こうした日本の市民社会の動きのなかから、「生物多様性の10年」のアイデアが生まれた。CBD市民ネットは、「生物多様性の10年」のCOP決議採択に向けて、政府や各国への働きかけなど、積極的な活動を実施した⁹。

CBD市民ネットは、2011年3月でその活動期間を終了したが、IUCN日本委員会、CEPAジャパン、国連生物多様性の10年UNDB市民ネットの3団体にこのネットワークは引き継がれ、国連生物多様性の10年に関する活動などで協力が行われている。2011年12月には、国連生物多様性の10年の実施に関する協力について、3団体と条約事務局のあいだで覚書が署名された。

また、IUCN日本委員会を中心に、COP11/MOP6ホスト国であるインドのNGOのネットワークと、COP10/MOP5で得られたホスト国NGOとしての知見と経験を共有するといった協力もみられた¹⁰。

3.2.2 ビジネス（生物多様性民間参画パートナーシップ等）

生物多様性民間参画パートナーシップ

3.1に記載したとおり、生物多様性基本法に事業者の責務が記載され、国としても、事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針となる「生物多様性民間参画ガイドライン」を取りまとめるなど、政府もビジネスの参画について促進していたところであるが、ビジネス界の自発的なネットワークとして、「生物多様性民間参画パートナーシップ」が立ち上げられ、2010年5月25日から呼びかけが開始された。

このパートナーシップは、COP9で提唱された「ビジネスと生物多様性イニシアティブ（通称：B&Bイニシアティブ）」の趣旨を受け継ぎ、日本国内において、生物多様性に関する民間参画を推進するための「生物多様性民間参画イニシアティブ」をCOP10の機会に立ち上げるための活動主体として設置されたものである。

⁸ <http://www.cbdnet.jp.org/about/prospectus/>

⁹ http://www.cbdnet.jp.org/proposal/unbd10/history_and_plan/

¹⁰ <http://www.cbdnet.jp.org/about/officer/>

<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/shiraberu/etc/pr/20-3/files/mat2-3.pdf>

「生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針」の趣旨に賛同し、行動指針（1項目以上）に沿った活動を行う意思のある事業者、及びそのような事業者の取り組みを支援する意思のある経済団体、NGO、研究者、地方自治体、政府等から構成される「マルチステークホルダー」のパートナーシップであり、ホームページやニュースレターを通じて、情報共有、経験交流を図っている。

経団連自然保護協議会、日本商工会議所及び経済同友会が、国際自然保護連合(IUCN)日本プロジェクトオフィス、環境省、農林水産省及び経済産業省との協力のもと始動し、本パートナーシップには、2013年末現在、440の企業、21の経済団体のほか、NGOや省庁・自治体も参加している¹¹。

企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）

このほかにも、2008年には、下記の活動を目的とする一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）¹²が設立され、2013年9月現在の正会員は54社となっている。

1. 企業と生物多様性に関する研究と実践
2. ステークホルダーとの対話と連携
3. グッドプラクティスの国内外への情報発信
4. 生物多様性への取組を促進するための提言・啓発
5. その他、上記の目的を達成するための事業

前述のとおり、開催地地元の COP10 誘致委員会、その後の支援実行委員会のメンバーにも、経済団体が主要メンバーとして含まれており、COP や環境 EXPO など関連イベントの開催への企業の支援・協力につながるなど、COP10/MOP5 開催にあたってはビジネスが重要な役割を果たした。また、COP10 終了後も、経団連自然保護協議会が IUCN・環境省と協力のもと、第1回生物多様性民間参画グローバルプラットフォーム会合をホストするなど、COP を契機としたビジネスの参画は継続的な効果を発揮した。

¹¹ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12526>

<http://www.bd-partner.org/>

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14493>

¹² <http://www.jbib.org/index.php?JBIB>

3.2.3 自治体（生物多様性国際自治体会議）

COP10回期中の2010年10月24日から26日の3日間、愛知県名古屋市において、「生物多様性国際自治体会議」が開催された（主催：OP10支援実行委員会、愛知県、名古屋市、共催：生物多様性条約事務局（SCBD）、イクレイ（ICLEI）—持続可能性をめざす自治体協議会）。

30か国から249団体、679人（国内自治体129団体、海外自治体56団体、国際機関等64団体）が参加し、市民、企業、学術、自治体間のパートナーシップの確立や、生物多様性に関する意識啓発を行うことの重要性の確認などを内容とする「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」（愛知・名古屋宣言）を採択した。この「愛知・名古屋宣言」には、「生物多様性のためのサブナショナル政府、都市その他地方自治体に関する行動計画(2011-2020）」（行動計画）への支持が盛り込まれ、その後、同行動計画は、COP10の決議X/22で同意された¹³。

自治体会議の準備及び実施のため、COP10支援実行委員会事務局内部に担当グループが設置され（表2.3）、また、2.3にも記載したとおり、名古屋市は条約事務局に職員を派遣した。

COP10/MOP5のホスト自治体である愛知県及び名古屋市は、生物多様性分野において、国内においても、国際的にも活発に活動を続けている。2011年10月には、日本の自治体が相互の情報共有を図ったり「国連生物多様性の10年日本委員会」の構成員として他のセクターとの連携・協働を図るための「生物多様性自治体ネットワーク」が立ち上げられ、愛知県は初代代表を務めた。国際的な活動としては、名古屋市は、第3回地方自治体、都市および他の自治体による2011-2020年行動計画の実施に関する会合（Third meeting on the Implementation of the Plan of Action on Sub-National Governments, Cities and Other Local Authorities for Biodiversity 2011-2020）（2012年3月22-23日）を主催し、また、愛知県は愛知目標に向けた自治体会議（Meeting of Subnational Governments in support of the Aichi Biodiversity Targets）（2012年4月24-27日、クリチバ、ブラジル）において、生物多様性のためのサブナショナル政府委員会の共同議長に選出された。

¹³ <http://www.kankyo-net.city.nagoya.jp/citysummit2010/>

1.4.4にも記載したとおり、石川県と金沢市も、国際生物多様性年と国連生物多様性の10年のイベントをホストするなど、生物多様性分野での国際交流に積極的に貢献している。

3.2.4 その他（国会議員、学术界）

地球環境問題に活発に取り組む議員による国際的な議員連盟である地球環境国際議員連盟（GLOBE）は、2008年5月に神戸で開催されたG8環境大臣会合に参加するとともに、同年7月に北海道で開催されたG8洞爺湖サミットに対して森林保護や生物多様性保全を含む提言書を提出した。2010年10月25-26日には、「生物多様性に関する国会議員会合」が、GLOBE Japan、GLOBE International、環境省、生物多様性条約事務局との共催で行われた。世界約38ヶ国より120名の国会議員が参加し、「GLOBE自然資本行動計画」（生態系サービスと自然資本の真の価値が政策決定に反映されることを確実にするための具体的な行動計画を示したもの）、「名古屋国会議員宣言」（CBD2020戦略目標における本会合のポジションを示した、COP10への正式提出文書）などの成果が得られた¹⁴。

また、学术界においても、2010年2月に、日本学術会議 統合生物学委員会の審議結果である「提言 生物多様性の保全と持続可能な利用 ～学術分野からの提言～」が出されるなど、各セクターでの生物多様性に関する動きが高まった¹⁵。

3.3 各種ステークホルダー間の情報共有・連携促進

上記に述べた各ステークホルダー内での連携の高まりとあわせて、政府のイニシアティブにより、各セクター間の情報共有・連携促進のための枠組みが立ち上げられた。

まず2008年10月に、行政機関、NGO、研究者、企業など、各セクターにおける生物多様性条約COP10に向けた取組に関する情報交換、今後の参画・連携のためのしくみ作り等について、自由な意見交換のための「生物多様性条約COP10開催に向けた意見交換会」が開催された¹⁶。

その後、環境省は、2009年2月、COP10/MOP5開催にあたって多様な主体間の情報共有・意見交換・連携促進のための「生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ条約

¹⁴ <http://www.globeinternational.org/index.php/events/past-events/77-globe-nagoya-legislators-forum>

¹⁵ <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t90-1.pdf>

¹⁶ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10293>

<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/shiraberu/etc/pr/20-3/files/mat2-3.pdf>

第5回締約国会議に関する円卓会議」を設置した¹⁷。円卓会議は、(1)関係省庁、(2)地方自治体、(3)COP10支援実行委員会、(4)経済団体・事業者、(5)NGO/NPO、(6)学術組織・調査研究機関、(7)国際機関その他関連機関の各部門の各部門の代表（各5名程度以内）で構成され、司会・進行は、環境省が担当した。一般傍聴が可能で、各セクターの最新の取組の情報共有や、連携について議論された。当該円卓会議は、2009年2月から2010年9月の約1年半の間に、全6回開催された。第1回円卓会議の出席者については、表3.1のとおりである。

さらに、COP10/MOP5の開催地である愛知県名古屋市を含む中部地方でも、環境省の中部地方環境事務所の主催により、「生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議に関する情報共有のための中部地方円卓会議」が開催された（第一回会合：2010年4月20日、愛知県名古屋市）。出席者は、中部地方の国の出先機関（中部地方環境事務所、東海農政局、中部森林管理局名古屋事務所、中部経済産業局、中部地方整備局）、県、名古屋市、COP10支援実行委員会、名古屋商工会議所、中部経済連合会、生物多様性条約市民ネットワーク、中部環境パートナーシップオフィス、環境省本省で、会議は一般公開のもと開催された。各団体のCOP10/MOP5に向けた取組状況について情報共有し、一層の取組推進を確認しあうとともに、環境省本省からの出席者からはCOP10の議題内容や全国的・国際的な情報について提供された。

このような形で、各種ステークホルダーの情報共有・連携促進（全国、開催地）が図られた。

なお、上記のようなCOP10/MOP5開催の直接的な準備に係るものではないが、COP10/MOP5及び国際生物多様性年を契機として、地域における生物多様性保全に向けた各種の施策や取組等について、情報共有等を進める場として、中国四国地方環境事務所の主催で、「生物多様性の保全に関する情報共有のための中国地方円卓会議」（第1回会合：2010年6月10日、岡山県岡山市）、「生物多様性の保全に関する情報共有のための四国地方円卓会議」（第1回会合：2010年5月14日、香川県高松市）が開催された¹⁸。

¹⁷ <http://goodnews-japan.net/news/cop10/?p=526>

¹⁸

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10688>

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12062>

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12492>

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12931>

なお、COP10開催後も、政府はCOP10成果説明会を各地で実施するなど、各種ステークホルダーの参画を一過性のものとし、工夫が見て取れる。COPで高まった気運や体制を、COP開催翌年の2011年からはじまった「国連生物多様性の10年」の動きにつなげていった。

表3.1 第一回円卓会議参加者

<p>(1) 関係省庁</p> <ul style="list-style-type: none">・ 環境省自然環境局長 黒田大 三郎・ 環境省自然環境局 自然環境計画課長 渡邊綱男・ 外務省国際協力局地球環境課長 水野政義・ 経済産業省製造産業局生物化学産業課事業環境整備室長 作田竜一・ 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 課長補佐 伊巻和貴・ 国土交通省総合政策局環境政策課 課長補佐 西村徹 <p>(2) 地方自治体</p> <ul style="list-style-type: none">・ 千葉県環境生活部自然保護課生物多様性戦略推進室長 大木実・ 愛知県環境部環境政策課国際会議準備室長 浅田孝男・ 石川県企画振興部次長 俵幸嗣

(中部地方円卓会議)

http://chubu.env.go.jp/to_2010/0413a.html

http://chubu.env.go.jp/to_2010/0507b.html

http://chubu.env.go.jp/to_2010/1019a.html

http://chubu.env.go.jp/to_2010/data/1019a_1.pdf

(生物多様性の保全に関する情報共有のための四国地方円卓会議の開催)

第1回 2010年5月14日(金) 15:00~17:00、香川県高松市

http://chushikoku.env.go.jp/pre_2010/0512a.html

第2回 2010年10月6日(水) 14:00~16:30、高知県高知市

http://chushikoku.env.go.jp/pre_2010/0924a.html

第3回 2011年2月4日(金) 13:30~16:30、香川県高松市

http://chushikoku.env.go.jp/pre_2010/0117b.html

(生物多様性の保全に関する情報共有のための中国地方円卓会議)

第1回 2010年6月10日(木) 13:00~15:00、岡山県岡山市

http://chushikoku.env.go.jp/to_2010/0603a.html

第2回 2010年10月1日(金) 14:00~17:00、広島県広島市

http://chushikoku.env.go.jp/pre_2010/0908a.html

- ・ 名古屋市環境局環境都市推進部生物多様性企画室 主幹 高木俊孝

(3) COP10 支援実行委員会

- ・ COP10 支援実行委員会事務局 主幹 宇都木悟
- ・ 同 主幹 河田誠一

(4) 事業者・経済団体

- ・ 日本経済団体連合自然保護協議会 事務局長 岩間芳仁
- ・ 中部経済連合会 企画部長 向坂隆一朗
- ・ 名古屋商工会議所 企画振興部基盤整備グループ主任調査役 永野富敬

(5) NGO/NPO

生物多様性条約市民ネットワーク 共同代表

- ・ 高山進 (三重大学生物資源研究科教授)
- ・ 吉田正人 (江戸川大学社会学部教授、IUCN 日本委員会会長)

(6) 学術団体等

- ・ 日本学術会議 鷺谷いづみ (東京大学大学院農学生命科学研究科教授)
- ・ 日本生態学会 矢原徹一 (九州大学大学院理学研究院教授)
- ・ 同 中静透 (東北大学大学院生命科学研究科教授)
- ・ 日本造園学会 下村彰男 (東京大学大学院農学生命科学研究科教授)

(7) 国際機関その他

- ・ 国連大学高等研究所 (UNU/IAS) 研究員 西麻衣子
- ・ 国際協力機構 (JICA) 地球環境部森林・自然環境保全第一課長 三次啓都
- ・ 地球環境研究戦略機関 (IGES) 上席研究員 西宮洋

◎司会進行

- ・ 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室長 徳丸久衛

<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/shiraberu/etc/pr/20-3/files/mat2-3.pdf>

<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/shiraberu/international/roundtable/01/files/list.pdf>

第4章 その他

4.1 広報

4.1.1 政府の広報の取組

ホスト国として、日本政府はCOP10のロゴマーク・スローガンを作成した。



○COP10スローガン

(英語) Life in harmony, into the future

(日本語) いのちの共生を、未来へ

○ロゴマーク・コンセプト

日本の折り紙を円形に配置し、中央に人間を配することにより、人類と多様な生きものとの共生を表現。また、人間の親子は、豊かな生物多様性を将来に引き継いでいこうという思いを表現。折り紙は知恵と文化を象徴。

なお、COP10の主要成果である戦略計画の愛知目標のビジョンには「Living in Harmony with Nature」の語が含まれている。

4.1.2 政府以外の広報の取組

COP10名誉大使

国連事務総長は、2010年3月、日本人女性アーティストであるMISIAを、「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）名誉大使」に任命した。国際的にも有名なプロデューサーであるデビッド・フォスターとともにCOP10のイメージソング「Life in Harmony」を作成し、COP10の開会式典や国際生物多様性の10年イベントにて歌を披露するとともに、2010年9月の国連総会ハイレベルイベントやCOP10とあわせた記者会見など各種イベントや、ビデオや文章などを通じてメッセージを発信した。

生物多様性みどり賞

日本の環境財団であるイオン環境財団は、COP10の日本開催を開催されるのを契機に、2009年に「生物多様性 日本アワード」（国内賞）とともに、2010年に「The MIDORI Prize for Biodiversity」（国際賞）を創設し、隔年ごとに交互に実施している。The MIDORI Prize は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関し、世界、地域レベルで顕著に貢献している個人を顕彰するもので、第2回目にあたる2012年には、条約事務局との覚書に基づき、条約事務局との共催で実施した。

COP10ロゴ掲載航空機

日本航空は、COP10のロゴ、及びスローガンをボーイング777-200型エコジェットに掲載するとともに、機内誌や機内ビデオ、機内で配布される折り紙や絵本などにも盛り込まれた。なお、2011年には、国連生物多様性の10年（UNDB）のロゴを、JALエコジェット・ネイチャーの機体に掲載した¹⁹。

¹⁹ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11654>
<http://www.cbd.int/doc/press/2011/pr-2011-10-12-undb-jp.pdf>

まとめ

以上のとおり、日本はCOP10/MOP5議長・ホストとしての活動だけでなく、会議終了後の成果の実施の支援や、会議を契機としたステークホルダーの促進などを行った。

様々なステークホルダーの活動の気運は、COP10/MOP5終了後も、日本が提案して採択された「国連生物多様性の10年（2011-2020）」のための活動に引き継がれていった。

（COP10で採択された新たな戦略計画を反映した国家戦略の策定、国連生物多様性の10年の実施のための各種関係者の情報交換・協力の場である国内委員会（国連生物多様性の10年日本委員会）の設置、特定の愛知目標を達成するために具体的な活動をプレッジするための「にじゅうまるプロジェクト」の実施（IUCN日本委員会）、生物多様性自治体ネットワークの設立など）。

リオ+20とあわせて行われた、「リオ3条約朝食会」（主催：リオ3条約事務局）において、生物多様性条約のCOP10議長代表として出席した星野COP10ビューロー議長は、「生物多様性に関する取組みを国内で主流化する最も効果的な手段は、COPをホストすることだ」とコメントした。